兵ト協ニュース

2011.10 No.303

灘のけんか祭り（姫路市）

社団法人 兵庫県トラック協会 〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 電話（078）882-5556 FAX（078）882-5565
責任者 太田啓三 ホームページ：http://www.hyotokyo.or.jp/ メールアドレス：hta@hyotokyo.or.jp

もくじ

行政からのお知らせ

厚生労働

健発0728第１号
基発0728第１号
職発0728第１号
平成23年７月28日

事業主団体及び関係団体の長　殿

厚生労働省健康局長
厚生労働省労働基準局長
厚生労働省職業安定局長

職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力の要請について

肝炎対策の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ウイルス性肝炎は、国内最大級の感染症と言われており、これに対する対策を総合的に推進するため、平成22年１月、肝炎対策基本法が施行され、同法に基づき、中長期的な肝炎対策の方向性等を定める、肝炎対策基本指針を本年５月16日に告示、公表いたしました。

ウイルス性肝炎につきましては、肝炎ウイルスに感染しているものの、感染の自覚のない者が多数存在すると推定されること、感染経路等や治療に対する国民の理解が十分でないこと、一部において、肝炎の患者･感染者に対する不当な差別が存在すること等の問題が指摘されています。

日頃、仕事に従事している労働者の皆さんの中にも、多数の感染に対する自覚のない方や、感染に気づいていても、早期の治療をためらう方がいらっしゃると考えられ、肝炎の患者・感染者が早期に感染を自覚し、早期に治療を受けやすい環境を作るためには、事業者の方々の御理解、御協力が不可欠です。

つきましては、下記の事項について、改めて御理解いただき、周知方御協力をお願いいたします。

記

１　労働者に対して、肝炎ウイルス検査を受けることの意義を周知し、検査の受診を呼びかけること。

２　労働者が検査の受診を希望する場合には、受診機会拡大の観点からの特段の配慮をすること。

３　本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシー保護に十分配慮すること。

４　肝炎治療のための入院・通院や副作用等で就労できない労働者に対して、休暇の付与等、特段の配慮をすること。

５　職場や採用選考時において、肝炎の患者・感染者が差別を受けることのないよう、正しい知識の普及を図ること。

基安労発0901第１号
平成23年９月１日

事業者団体及び関係団体の長　殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長

健康診断情報の第三者提供に関する取扱いの周知徹底について

雇用管理に関する個人情報のうち健康情報の事業場における取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び指針等に基づき取り扱われているところですが、健康診断情報の第三者提供について、事業場において、必ずしも適切な理解がなされていない例が見受けられることから、下記について、改めて趣旨を御理解の上、関係者に周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

記

１　第三者への提供

個人情報保護法第２条第１項で定める個人情報を第三者に提供する場合、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要があること。ただし、以下の場合については、原則から除かれていること。

⑴　法令に基づく場合

⑵　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

⑷　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

２　１の原則から除かれている場合の例

上記１の原則から除かれているものについては、次の例があること。

⑴　上記１⑴　に該当するものとして、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第27条に基づき、保険者から、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）による健康診断に関する記録の写しの提供を求められた場合

なお、この場合の提供に当たっては、「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について（依頼）」（平成20年１月17日付け基発第0117001号、保発第0117003号）に留意されたい。

⑵　上記１⑶　に該当するものとして、地域がん登録事業において、地方公共団体からがんの診療情報の提供依頼があった場合

第51回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画

平成23年８月
社団法人　全日本トラック協会

１．目　　的

この運動は、交通事故防止、交通公害防止及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、もって利用者の輸送ニーズ等の社会的要請に応えることを目的に年末年始の輸送繁忙期において実施する。

２．準備期間

平成23年10月16日（日）から平成23年11月15日（火）まで。

３．運動期間

平成23年11月16日（水）から平成24年１月10日（火）まで。

４．主　　催

全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）並びに都道府県トラック協会（以下「県ト協」という。）

５．後援・指導

国土交通省、警察庁の後援を得て、関係機関の指導を仰ぐものとする。

６．実施事項

本運動の目的を達成するため、交通事故防止、交通公害防止及び輸送秩序の確立を主軸とした次の実施事項（実施項目及び着眼）を事業所ごとに事業主、管理者、従業員等が一体となって実行する。

⑴　交通事故防止

①．運行管理の徹底

㈠　的確な点呼の実施

点呼の際に運転者の飲酒・疾病・疲労等の健康状態、服装、及び車両点検の実施結果等を確認する。また、事前に道路、交通、気象状況等を把握し、点呼時にそれらに関する必要な注意事項について適切に指示する。

特に、補助者による点呼実施時には徹底を図る。

㈡　飲酒運転防止の徹底

飲酒運転撲滅対策を強力に推進するため、飲酒運転に対する意識改革を高めるとともに、点呼時におけるアルコール検知器の適正な使用等飲酒運転防止対策マニュアルに基づく措置を着実に実施する。

また、運転者の呼気からアルコールが検知された場合は、乗務させないことを徹底する。

㈢　過労運転の防止

ａ．適切な運行計画及び乗務割を作成する。作成にあたっては、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守するとともに、運転者の勤務状況を確実に

把握し、過労等に十分注意して運転者の交通労働災害を防止する。

b．作成した運行計画はできる限り早期に運転者に明示し、体調を整えさせること。

㈤ 運転者の管理

a．安全運転に係る社内規程等の内容について再確認をさせ周知徹底を図る。

b．運転者の運転技能、運転適性、健康状態、身上等の把握に努めるとともに、運行計画等の作成にあたっては、把握した状況を適切に活用すること。

c．疲労、病気、家庭事情等により、乗務困難な運転者の出現に備え、運転交替要員を予め指名する。

d．事故の記録・運転者台帳の作成・保存を行い、運転者の適切な管理に努める。

e．特定の運転者に対しては、国土交通大臣が告示で定めるところによる、特別な指導と特定診断を受診させるよう周知する。

㈥ 過積載防止の徹底

過積載は、法令違反であることはもとより、操縦性が不安定となる。また、ブレーキの使用方法によっては、フェード現象を誘発することもあり、大変危険である。更に、重量違反車両の通行による道路構造への影響が指摘されていることから、運行管理者、運転者共に、積載品、積載重量、積載方法等を確認し、過積載とならないよう十分注意する。

㈦ 危険物輸送の安全確保

a．積載貨物に応じて、高圧ガス保安法、消防法、火薬類取締法、毒物及び劇物取締法、核燃料物質等車両運搬規則、放射性同位元素等車両運搬規則等の運搬に関する諸法令を遵守する。

b．危険物等の輸送の引き受けに際しては、危険物等の性状、異常時の措置及び防護器材の要否その他安全輸送に必要な情報を荷主から得た上で適正な運行計画を作成する。

特にコンテナ等については、必ず危険物等の収納の有無を確認する。

c．乗務前の運転者に対する点呼時には、当該貨物が危険物であること及びその性状、異常時の連絡体制、通行経路の確認その他安全輸送に必要な注意及び指示を確実に行う。

また、関係省庁の指導の下に発行している日本化学工業協会会員会社の製造する化学製品についての緊急連絡カード（イエローカード）を携行させるとともに、緊急時において、これを活用できるよう日常の教育訓練を徹底する。

d．運転者は運行前に必ず、標識、表示、消火器、固縛状態等が的確であるかどうかの確認の励行を期すとともに、特に、警察庁が11月の1ヶ月間実施する「危険物運搬車両の指導取締り」期間には、危険物車両の安全運行に万全の体制を講じる。

㈧ 国際海上コンテナを積載したトレーラ運行の適正化

国際海上コンテナを積載し、トレーラを運行する場合には、関係法令で定める許可（制限外積載許可または特殊車両通行許可）の取得状況及び許可事項の確認を行う。

また、緊締装置のロックを確実に実施するなど運行の適正化を図る。

㈨ 運輸安全マネジメントの導入促進

輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。

㈷ 車両の管理

ａ．運行車両は定期点検・整備及び日常点検を確実に実施する。特に大型車両車輪脱落事故の防止のため、自動車点検基準にもとづき、ディスク・ホイールの取付状況等の確認を徹底する。

ｂ．運転手から車両不備の報告を受けた場合は速やかに修復措置を講ずる。

また、故障等の発生に備え、代替車両を予め計画しておく。

ｃ．年末年始時期は、降雪、凍結期となるので、冬期用タイヤとの交換、タイヤチェーンの整備、滑り止め対策等の措置を早目に講ずる。なお、タイヤ交換時には、規定トルクでホイール・ナットを締め付けること、誤組みをしないこと等の注意事項に留意する。

ｄ．無車検車両、無保険車両は運行しない。

ｅ．過積載を助長する不正改造及び大型車の速度抑制装置（スピードリミッター）不正改造は絶対に行わない。また、安全運行の妨げとなる装飾板、着色フィルム等の取り付けについても禁止させるように徹底する。

②．安全運転の徹底

㈰ 追突の防止

一般道路・高速道路での追突死亡事故が多発していることから、同種の事故の防止についての指導を徹底させる。

ａ．定められた最高速度を厳守する。

特に年末年始は、交通量の増加と降雪、凍結等による路面変化が予想される時期でもあるので、交通、道路、気象等の状況を確認し、これらの状況に適応した安全速度で走行する。

ｂ．十分な車間距離を保持する。

特に高速道路においては、前走車への無理な追随走行や割込みはしない。

ｃ．脇見運転、漫然（ボンヤリ）運転をしない。

特に高速道路においては、常に先行車の挙動や道路状況に十分注意し、これに適応した運転操作を励行する。

ｄ．運転中は、携帯電話等を使用しない。やむを得ず使用する場合には、安全な場所に停車し使用する。

㈪ 飲酒運転等の厳禁

酒気帯び・飲酒運転又は覚醒剤の使用は絶対行わない。特に年末年始は飲酒の機会も多いと思われるが自己管理を徹底させ、飲酒の際は残留アルコールにより翌日酒気帯び運転となることのないよう飲酒量及び飲酒時間に十分注意する。

㈫ 歩行者等の保護

歩行者及び自転車利用者（特に子どもと高齢者）の、安全を確保する。特に年末年始は人出が多いため、十分な注意が必要である。危険が予測される場合は減速運転を

励行するとともに、夕暮れ時と夜間時の走行には、特に注意をするよう徹底する。

㈄ 交差点における事故防止

交差点では十分注意して徐行する。特に右左折時は安全を十分確認し必ず徐行するとともに特に子どもと高齢者の歩行者や自転車利用者の通行に十分注意する。

また、大型車が左折する際は、内輪差及び死角を念頭にいれ、巻込み事故を起こさないよう慎重に運転する。

㈅ 追越し時の注意

前・後方の交通及び道路状況について安全を十分確認してから行う。

㈆ 居眠り運転の防止

運転中、眠くなったら、速やかに近傍休憩施設において休憩、休息をとる。

㈇ タンクローリーの横転防止

タンクローリーの運転に際しては、積荷が流体であるため片寄りが生じることや積荷により重心が高くなるなど車両特性をしっかりと理解して、横転を防ぐためにカーブ時の減速運転の徹底、ハンドルやブレーキ操作に十分注意するなどより慎重な運転を徹底する。

㈈ 保安基準緩和車両の通行条件厳守

保安基準の緩和を受けた大型車の運転に際しては、関係法令に定める許可条件（特殊車両通行許可、制限外積載許可）で指定された通行経路、通行時間帯、通行条件等を厳守して運行する。

㈉ その他の安全運転

a．踏切道では、必ず停車して安全確認後通過する。

また、架線切断事故を防止するため、クレーン等装着車の通行に当たっては格納していることを再確認する。

b．運転時は、シートベルトを必ず着用する。

c．鉄道高架橋下のトンネル等高さ制限のある場所の通行に際しては、積載物の高さを確認のうえ、指示された運行経路を運行する。

d．荷崩れ防止のため、固縛・積付けは適切な方法で行い、輸送途中も随時点検する。

㈊ 運行上の違法駐車対策

貨物の積卸しに必要な駐車スペースが不足していることから、積卸し時間の短縮化、積卸しの効率化等を図り、荷主等関係者にも駐車スペースの確保、積卸し時間の短縮化、積卸しの効率化等について協力を依頼し、違法駐車対策を推進する。

㈋ 運転マナーと技量の向上

正しい運転は、交通法令の遵守（交通ルール）はもちろんのこと、思いやりと譲り合いの気持ちをもった運転マナーと車両の正しい取扱いによって得られる。このため、運転者は人及び他の通行車両にやさしい運転を心がけ、交通法令等を熟読理解するとともに、当該車両取扱説明書に基づく、正しい車両の取扱いに習熟し、安全運転の確保を念頭において運転する。

⑵ 交通公害の防止

①．車両騒音等への対処

(ア) 過積載をしない。また、定められた最高速度を超え走行しない。

(イ) 窒素酸化物等の排出量の少ない最新の排出ガス規制適合車への代替促進・低公害車の導入促進を図る。

(ウ) CO_2の排出量削減を図るため、エコドライブの推進に努めるとともに、休憩・仮眠中のアイドリングストップの実践を心がける。

②. ディーゼル黒煙低減

保有車両について、エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプを重点とした点検・整備を自主的に実施する。

③. 地域住民に対する深夜、早朝の騒音防止

(ア) 暖気運転は短時間を心がけ、水温計が少しでも動いたら完了する。

(イ) 駐車する場合はエンジンを停止する。

(ウ) 走行する場合は、指定の車両通行帯及び通行時間を厳守する。

(3) 輸送秩序の確立

①. 過積載運送の防止

(ア) 事業所は、適切な運行（積載）計画を作成し、過積載を防止する。

(イ) 運転者には、積載物、積載重量、積載方法等を事前に確認させるとともに過積載となる車両は運転させない。

②. 輸送サービスの向上

(ア) 利用者に対しては常に笑顔と誠意をもって接するとともに言語態度を明快にし、親切、丁寧に対応する。

ちょっとした地球への思いやり
エコ・ドライブ推進中！です

「道路交通法による制限外積載許可についての周知について」(お願い)

全ト協は、「高さ指定道路」の追加指定要望の一括取りまとめ業務を行うことを目的とする「背高車両委員会」の事務局を努めておりますが、先日、東京都内において発生しましたトレーラ事故に関連し、別紙のとおり、警察庁交通局交通規制課長より、背高車両委員会へ周知を図る旨の通知がありましたのでお知らせします。

警察庁丁規発第128号
平成23年9月13日

背高車両委員会
委員長　齋藤　直也　殿

警察庁交通局交通規制課長

道路交通法による制限外積載許可についての周知について

先般、東京都内において、貨物を積載したトレーラーがJR東日本の架道橋に衝突する交通事故が発生いたしました。本件については、現在までのところ、同トレーラーの貨物を積載した状態で高さは4.1メートルであり、道路法(昭和27年法律第180号)に基づく特殊車両通行許可は取得していたものの、道路交通法(昭和35年法律第105号)に基づく制限外積載許可を受けておらず、かつ、特殊車両通行許可により許可された道路以外の道路を走行していたことが判明しております。

そこで、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第22条に規定する積載物の重量、大きさ又は積載の方法の制限を超えて積載をして運転する場合には、道路管理者から特殊車両通行許可を受けている場合であっても、これとは別に、出発地警察署長からの制限外積載許可が必要であることについて、貴委員会傘下の運送業界、自動車業界等に対し、改めて周知徹底していただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局からのお知らせ

平成23年９月15日

全日本トラック協会が実施する 第35回中央近代化基金補完融資の追加公募について

標記について、次のとおり追加公募されますのでお知らせせいたします。
なお、申込書等関係書類を必要とされる方は、兵ト協 経理部[横井]までご連絡下さい。

第35回中央近代化基金補完融資期間等一覧表

区　　　分	公　募　期　間	推　薦　期　限	推薦決定予定日
一般・物流効率化促進、高度化（追加公募枠 99億円）	H23年９月16日から H23年11月25日まで	H23年12月２日	H23年12月９日

1　推薦対象事業

①　トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
②　福利厚生施設の整備に要する資金
③　荷役機械購入に要する資金
④　物流効率化に直結する新規施設の場合は、同施設に付帯する事務機器等の購入資金を含む。
⑤　車両購入及び改造は除く。

注１　推薦融資の対象となるのは、平成23年度において投資される資金であり、投資時期は資金の支払時期で判断するものとする。
注２　自己資金等で設備代金を支払済の場合は推薦対象としない。ただし、推薦決定以前に支払いを行ったものであっても、平成23年４月１日以降に「金融機関からのつなぎ融資」又は「割賦手形」で必要資金を賄った場合で、本融資の資金が当該つなぎ融資の一括返済及び当該割賦手形の一括組戻しに充当されるものについては推薦対象とする。
注３　推薦対象事業に要する資金には消費税を含めることが出来る。

2　融資限度

・　一般・物流効率化促進
　事業規模が１億円以上50億円以内の大規模プロジェクト
　平成23年度以降の投資額の30%（投資額の30%が５千万円未満の場合は５千万円）ただし、未払金額以内
・　中小企業高度化資金貸付対象事業
　中小企業高度化事業に要する資金の15%

3　融資利率及び償還期間

取扱金融機関の所定利率による。償還期間は、10年以内とする。

4　利子補給率

年0.8%
・　利子補給限度額
　１事業者に対する利子補給は、総額で２千万円を限度額とする。

5　取扱金融機関

商工中金本支店及び商工中金の代理店

6　その他の事項は、第１回目（H23.7.29 終了分）の公募要綱に同じ。

平成23年10月1日

会員事業者の皆様へ

㈳兵庫県トラック協会
経　理　部

「災害関係保証」及び「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受けた融資による信用保証料及び利子補給助成の追加措置について

㈳兵庫県トラック協会では、平成23年度においても会員事業者の経営の安定と円滑化を目的として、国が定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第4項第1号～8号）の認定を受けた融資にかかる信用保証協会保証料及び融資利率の利子の一部、また原油・原材料価格の変動、景況悪化、東日本大震災に伴う資金繰り支援（東日本大震災対応貸付制度）等を目的とした兵庫県等が定めるセーフティネット制度融資等にかかる信用保証協会保証料の一部及び融資利率の利子の一部を助成することとしておりますが、この度、交付要綱第9条により、国が定める「災害関係保証」及び「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受けた融資による借入について、信用保証協会保証料の一部及び融資利率の利子の一部を下記のとおり助成することとなりましたのでお知らせします。

記

1　助成対象追加措置

⑴「災害関係保証」

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条

① 今般の地震・津波等により直接の被害を受けた中小企業者等

② 原発事故に係る警戒区域･計画的避難区域･緊急時避難準備区域内の中小企業者等

⑵「東日本大震災復興緊急保証」

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条

震災被害により、経営に支障を来している次の中小企業者等

① 特定被災区域内で今般の地震・津波等により直接又間接被害を受けた方

② 原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域内の方

③ 特定被災区域外で特定被災区域内の事業者との取引関係により被害を受けた方　等

2　助成金の金額

○　信用保証協会保証料の助成額

国が定める「災害関係保証」及び「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受けた融資に係る信用保証協会保証料に対する助成については、信用保証料の2分の1の助成上限額を40万円とし、平成24年2月29日まで40万円に達するまで再助成することが出来るものとする。

（その他のセーフティネット保証制度等にかかる信用保証料助成は、従来どおり上限額20万円）

○　利子補給率は、年0.6％とする。

※　この度の「災害関係保証」及び「東日本大震災復興緊急保証」利用で融資を受ける金融機関については、兵庫県内・外を問わないものとする。

3　助成対象期間

平成23年4月1日以降の融資を対象とし、平成24年2月29日までの融資実行分とする。

4　その他

申請要領等その他の事項は、「セーフティネット制度を利用した融資に伴う会員事業者への信用保証協会保証料及び利子補給助成金交付要綱」に同じ。（様式1号、様式2号により申請）

平成23年10月１日

「東日本大震災対応貸付制度」利用融資による信用保証料助成上限額の引き上げについて

㈳兵庫県トラック協会では、会員事業者の経営の安全と円滑化を目的として景況悪化等に伴う資金繰り支援のため、兵庫県等が定める経営円滑化等のセーフティネット制度、国が定めるセーフティネット制度を利用した融資に係る信用保証協会保証料の一部助成、また３月11日発生の東北地方太平洋沖地震が「激甚災害」の指定を受け中小企業庁より被災中小企業者対策として「災害関係保証」等の資金繰り支援策が講じられたことから当協会においても交付要綱第９条（平成23年７月１日付 追加措置）により、兵庫県が定める「東日本大震災対応貸付制度」利用融資による借入について信用保証協会保証料の一部を助成することとしておりますが、この度、下記のとおり信用保証協会保証料助成の上限額を引き上げることとなりましたのでお知らせします。

記

１　保証料助成上限額の引き上げ対象となる保証制度

「東日本大震災対応貸付制度」

東日本大震災の発生に伴って、被災地域内の事業者との取引減少や風評被害などにより、売上げ等が減少している兵庫県内の中小企業者に対して円滑に資金を供給するための貸付制度。

２　助成金の金額

信用保証協会保証料の２分の１の助成限度額を20万円から40万円に引き上げ、平成24年２月29日まで40万円に達するまで再助成することが出来るものとする。

（その他のセーフティネット保証制度等にかかる信用保証料助成は、従来どおり上限額20万円）

３　助成対象期間

平成23年５月23日以降の融資を対象とし、平成24年２月29日までの融資実行分とする。

４　その他

利子補給率、申請要領、その他の事項は、「東日本大震災対応貸付制度利用による信用保証料及び利子補給助成の追加措置について（平成23年７月１日付 追加措置）」〈兵ト協ニュース2011.７月号 Ｎｏ.300に掲載〉に同じ。

『下請・荷主適正取引研修会』のご案内について

適正取引推進の取り組みとして公正取引委員会から講師を招き、下記のとおり研修会を開催することとなりましたのでご案内申し上げます。

なお、出席される方は、**申込書別紙（次ページ）**をコピーしてご使用いただき、10月17日（月）までにFAX 078－882－5565にお申し込み下さい。

記

§式　次　第

1.『下請法について』　13：30～14：20

講師：公正取引委員会事務総局　近畿中国四国事務所

下請課長　清水　敬 氏

≪休　憩≫　14：20～14：30

2.『物流特殊指定が適用される取引について』　14：30～15：30

講師：公正取引委員会事務総局　近畿中国四国事務所

取引課長　中澤克之 氏

3. 公正取引委員会の個別相談　30分程度

【神　戸　会　場】

日　時：平成23年10月25日（火）13時30分～15時30分

場　所：（社）兵庫県トラック協会　3階大会議室

℡078－882－5556

【姫　路　会　場】

日　時：平成23年10月26日（水）13時30分～15時30分

場　所：（社）兵庫県トラック協会　西部研修センター

℡079－294－0797

別　　　紙

『下請・荷主適正取引研修会』申込書

(社)兵庫県トラック協会
　適　正　化　事　業　部　宛
　　（０７８－８８２－５５６５）

※申込み会場に○印を付けて下さい。

◎１０月２５日（火）１３：３０～神　戸　会　場（　　）

◎１０月２６日（水）１３：３０～姫　路　会　場（　　）

会　　社　　名 ______________________________

電　話　番　号 ______________________________

参　加　者　名 ______________________________

____

____

支　　部　　名 ______________________________

質　問　欄

問い合せ先
陸運労災防止協会 兵庫県支部
（兵庫県トラック協会内）
電話 078-882-5556

平成23年度安全衛生標語の入選作品の決定について

先般募集を行いましたところ、会員事業場の従業員をはじめ大勢の方々より、4,651点のご応募をいただきました。ご協力に感謝申し上げます。

今般、本部において厳正な審査を行い、次のとおり入選作品を決定しましたので、ご通知いたします。

なお、当支部会員事業所より、佳作に明石運輸株式会社 本社 岸本議品様が入選されました。

平成23年度安全衛生標語
入選作品

応募総数：4,651

【荷役部門】

［入賞］転ばぬ先の杖 リスクアセスメントで災害防止
徳島県　陸上貨物運送事業労働災害防止協会 徳島県支部　中尾　巿

［佳作］起こすまい 墜落･転落･巻き込まれ 心のベルトも引き締めて
福島県　丸永運送株式会社 本社営業所　高萩　正之

［佳作］危険を見抜く確かな目 みんなで育てるKYT 築こう我らの安全職場
東京都　花王ロジスティクス株式会社 荻島　哲也

【交通部門】

［入賞］過労運転 しない させない誓いの言葉 今日も明日も安全運転
東京都　有限会社 本島運送店　竹田　眞人

［佳作］いつもの経路でいつもの運転､変化を予知して安全運転
兵庫県　明石運輸株式会社 本社　岸本　議品

［佳作］見逃すな 死角に潜む 危険箇所 心と目視で 安全確認
石川県　日本通運株式会社 小松支店　有東　幸恵

【健康・快適職場部門】

［入賞］健康は 元気のみなもと 仕事の基本 いつも笑顔の快適職場
東京都　花王ロジスティクス株式会社　中山　充晴

［佳作］今日も健康 元気な職場 心に誓う無災害
北海道　株式会社 ホッコウ　吉岡　正美

［佳作］健康はみんなの願い。職場で確立､｢健康一番｣
石川県　陸上貨物運送事業労働災害防止協会　石川県支部　森下　務

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内

陸上貨物運送事業労働災害防止協会　兵庫県支部

◎　フォークリフト運転技能講習会（31時間講習）〈兵庫労働局登録教習機関［兵労基安登録第12号］〉

※　最大荷重１トン以上のフォークリフトの運転（道交法による道路上を走行させる運転を除く）の業務には、都道府県労働局長の登録教習機関で技能講習を修了した方でなければ就業できません。

１．講習日時・会場

学科	講　習　日	平成23年11月２日（水）　8時30分～　8時15分受付
学科	会　　　場	（社）兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町２丁目４－27 ※受講者の為の駐車場はありません。 （公共交通機関を利用して下さい）
実技	講　習　日	平成23年11月６日（日）　８時～　７時45分受付 11月12日（土）　８時～ 11月13日（日）　８時～
実技	会　　　場	神戸港湾教育訓練協会 神戸市中央区港島８－11－３　※駐車場：有

２．受講料

	受講料	テキスト代	合　計	受講資格
兵ト協会員	33,600円（内消費税5%　1,600円）	陸災防兵庫県支部負担	33,600円（内消費税5%　1,600円）	普通自動車運転免許を有し、満18歳以上の方。
非会員	33,600円（内消費税5%　1,600円）	1,400円（内消費税5%　66円）	35,000円（内消費税5%　1,666円）	

３．申込要領

（１）　陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、**必ず予約受付**を行ってから次の①～④を**現金書留**で下記申込先に郵送して下さい。

①　**受講申込書**（Ａ４サイズにコピーして使用して下さい）

②　**証明写真２枚**（サイズ縦3.5㎝、横2.5㎝）

※　**合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスティックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。**

２枚の内うち１枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③　**本籍地を証明できる書類**

※　住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④　**受講料**

（申込先）

〒657-0043　神戸市灘区大石東町２丁目4－27 兵庫県トラック協会内 陸運労災防止協会兵庫県支部 電 話（078）８８２－５５５６

※　持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

（２）　納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。
受講票は、講習会初日の約５日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。

（３）　予約受付及び申込書受付期間
平成23年９月12日（月）～平成23年10月25日（火）必着
ただし、期間にかかわらず定員（50名）に達ししだい締め切ります。
（定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。）

４．修　了　証

法定の講習時間を受講し、**学科実技共、修了試験に合格した方には修了証**を交付いたします。

４日のうち１日でも欠席の場合は不合格となります。

５．持　参　品

学科講習日：受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

実技講習日：受講票・ヘルメット・安全靴・作業服（長そで：運転の際は長そでで行います）・カッパ（雨天の場合でも実施致します）

学　科　会　場
㈳兵庫県トラック協会
神戸市灘区大石東町２丁目４番27号
ＴＥＬ（０７８）８８２－５５５６

実　技　会　場
神 戸 港 湾 教 育 訓 練 協 会
神戸市中央区港島８－11－３

様式 4　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受付番号＿＿＿＿＿＿

フォークリフト運転技能講習会

受講申込書

修了証台帳

証明写真を貼付して下さい。縦3.5ｃｍ 横2.5ｃｍ

ふりがな		性別	修了証番号	※
氏　　名		男・女		
生年月日	年　　月　　日生	交付年月日		※

現住所（修了証に載ります）	〒 電　話（携帯電話）	本籍	都道府県

勤務先	所在地	〒 電　話　　　　　　　　ＦＡＸ
	名　称	

所持する自動車運転免許証	１．大型特殊（カタピラ限定なし） ２．大　　型 ３．中　　型 ４．普　　通 ５．大型特殊（カタピラ限定付） (注)所持する免許に○を付けて下さい	免許証番号
		取得年月日 年　　月　　日
		発行者 公安委員会

ここに自動車運転免許証のコピーを貼付して下さい。	平成　　年　　月　　日 受講者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

書替・再交付年月日	※　　　年　　月　　日

（注）※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為のみに使用します。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

労働安全衛生法に係る技能講習実施計画表（平成23年度）

◆ フォークリフト運転技能講習（定員 50人／回）
31時間講習（4日間）、11時間講習（2日間 ※印の科目を免除、但し、科目免除資格の証明が必要）

実施時期				講習科目（時間）	種類	実施場所
第3回	11月	2日（水）	8:30 ～ 17:40	関係法令（1）力学（2） 装置の構造、取扱方法（4）	学科	兵ト協 研修会館
		6日（日）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※	実技	神戸港湾 教育訓練 センター
		12日（土）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※		
		13日（日）	8:00 ～ 18:20	走行の操作（4）※ 荷役の操作（4）		
第4回	H24 3月	2日（金）	8:30 ～ 17:40	関係法令（1）力学（2） 装置の構造、取扱方法（4）	学科	神戸市内 （予定）
		3日（土）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※	実技	神戸港湾 教育訓練 センター
		10日（土）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※		
		11日（日）	8:00 ～ 18:20	走行の操作（4）※ 荷役の操作（4）		

◆ はい作業主任者技能講習（定員 100人／回 2日間）

実施時期				講習科目（時間）	種類	実施場所
第4回	12月	14日（水）	9:00 ～ 17:00	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5） 機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1）	学科	兵ト協 研修会館
		15日（木）	9:00 ～ 18:00			
第5回	H24 2月	22日（水）	9:00 ～ 17:00	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5） 機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1）	学科	神戸市内 （予定）
		23日（木）	9:00 ～ 18:00			

※ 諸般の事情により、日程、開催地、定員等を変更する場合があります。

!! 国道43号・阪神高速3号神戸線から
5号湾岸線へ迂回をお願いします。!!

燃料価格情報

軽油「元売別」購入価格表（平成23年8月末現在）　（単位：円／㍑）

区分／元売名	ローリー	組合	カード	スタンド	
	平均	平均	平均	平均	
新日本	101.13	105.80	112.72	105.60	兵ト協調べ
出光	99.18	107.80	108.53		兵ト協調べ
Ｊエナジー				126.00	兵ト協調べ
コスモ	98.92	104.97	121.00	110.00	兵ト協調べ
昭和シェル	99.33	101.25		105.50	兵ト協調べ
モービル	99.86		114.00		兵ト協調べ
エッソ	101.80	99.50	119.50	109.65	兵ト協調べ
ゼネラル	100.00				兵ト協調べ
その他	100.22	103.21	108.83	110.30	兵ト協調べ
総計	99.94	104.05	111.64	110.72	兵ト協調べ
23／7 全国平均	104.01	調査なし	110.55	111.67	全ト協調べ
23／7 近畿平均	103.13		110.61	114.07	全ト協調べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）　（単位：円／㍑）

区分／集計月	ローリー	組合	カード	スタンド
	平均	平均	平均	平均
平成22年9月	89.63	93.45	100.15	99.54
平成22年10月	87.09	90.40	98.47	97.29
平成22年11月	88.11	91.18	98.93	96.77
平成22年12月	89.96	90.61	98.86	98.37
平成23年1月	93.61	93.25	101.48	100.38
平成23年2月	95.56	95.93	103.77	102.45
平成23年3月	98.33	97.30	105.77	103.59
平成23年4月	106.82	104.08	112.96	113.78
平成23年5月	109.07	111.02	116.99	116.76
平成23年6月	105.65	109.19	116.20	114.31
平成23年7月	104.21	106.59	111.74	113.99
平成23年8月	103.34	106.40	112.35	112.46
平成23年9月	99.94	104.05	111.64	110.72
年間平均	97.79	99.50	106.87	106.18

※前月分の価格データを集計しています。　（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会員だより

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
23.9.12	但馬	一般 利用	山陰福山通運㈱ 豊岡営業所	山　形　嘉　男	〒668-0061 豊岡市上佐野字アワラ1640番地　TEL 0796-29-3292 FAX 0796-29-3955
9.16	東神戸	一般 利用	大 裕 建 材㈲	藤　澤　佐知雄	〒658-0053 神戸市東灘区住吉宮町 2丁目20番17号　TEL 078-854-1746 FAX 078-854-5271

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
23.9.2	北播	一般	赤　松　運　輸　㈱	赤　松　康　代
9.5	西播	一般 利用	白　鷺　運　輸　㈱	井　奥　寛　泰
9.16	兵庫	利用	神 明 ク レ ー ン 作 業 ㈲	西　海　宏
9.21	西神戸	一般 利用	㈲　新　井　陸　運	新　井　哲　彦

変更届

届出年月日	会員名簿ページ数	変更事項	旧	新
	173	代表者	弘　容　通　商㈱ 野　村　真　澄・東　海　正　伸	野　村　真　澄・山　本　浩　司
23.8.22	211	代表者	㈱三　共　運　輸 木　田　忠　司	谷　田　秀　樹
8.22	211	代表者	㈱サ ン キ ョ ウ 物 流 木　田　忠　司	谷　田　秀　樹
8.26	127	住所・代表者	明 貨 ト ラ ッ ク㈱ 明石市林２丁目14-25 今　村　康	〒674-0074 明石市魚住町清水字北沢1085 藤　井　史　朗
8.31	137	住　所	㈱新　興　商　運 多可郡多可町加美区三谷382-1	〒679-1102 多可郡多可町中区安楽田663
9.1	136	代表者	門　上　建　設㈱ 門　上　佳　哉	門　上　倫　浩

9.6	109	譲渡譲受	マルミズ物流サービス㈲	㈲丸水商事
9.7	59	代表者（2名）	奥野運輸産業㈱ 奥野澄雄	奥野澄雄（会長） 奥野友和（社長）
9.7	125	代表者	日置運送㈱ 日置哲	日置成行
9.8	140	代表者	平木運送㈱ 吉田真人	酒井悦夫
9.8	108	代表者	日豊運輸㈱ 福尾昭二	吉田彰

かなしみ

年月日	支部名	氏名	会社名
23.6.27	丹有	村上賢一	㈲村上運輸
8.23	西播	辰本正哉	㈲辰本運輸

協会日誌

月日	行事名	場所
9・1	近畿ブロック適正化事業指導員研修会	大阪市「ホテル阪神」
2	フォークリフト運転技能講習	兵ト協
3	KTS 正副会長会議	スイスホテル南海大阪
	近畿ブロック青年経営者研修会	スイスホテル南海大阪
4	フォークリフト運転技能講習〔実技〕	㈳神戸港湾教育訓練協会
6	全ト協「第 7 回利用運送・積合部会」	「主婦会館」東京都千代田区
	グリーン経営講習会	京ト協研修センター
	重量・鉄鋼部会「阪神高速道路㈱訪問」	阪神高速道路「大阪管理部交通管理課」
	自動車関係団体連絡会	自動車会館
7	第 2 回スタンプラリー実行委員会	兵ト協
9	天狼会　例会	兵ト協
	近畿トラック協会正副会長会議	国立京都国際会館
10	フォークリフト運転技能講習〔実技〕	㈳神戸港湾教育訓練協会
	取扱部会「平成 23 年度見学会」	三菱自動車工業㈱水島製作所
11	フォークリフト運転技能講習〔実技〕	㈳神戸港湾教育訓練協会
12	自由民主党要望	兵庫県庁3号館
	重量・鉄鋼部会「正副部会長・監事合同会議」	
	重量・鉄鋼部会「役員会」	
13	(財)兵庫県交通安全協会表彰式	楠公会館
14	全ト協　百貨店部会「正副部会長・監事合同会議」	ホテルモントレラ・スール大阪
	兵青協　役員会	兵ト協
	兵庫県大気環境保全連絡協会第 2 回幹事会	神戸市教育会館
	全ト協第 59 回百貨店部会	ホテルモントレラ・スール大阪
15	全ト協　適正化事業指導員「全国研修」	大阪市「大阪ガーデンパレス」
16	三木会	兵ト協
	近畿ブロック事務局連絡会議	ホテルグランヴィア和歌山
	第 2 回輸送秩序確立委員会	兵ト協
18	平成 23 年秋の全国交通安全運動出発式	神戸市中央区港島
20	兵ト協　総務委員会	兵ト協
22	引越部会「正副部会長・監事」合同会議	兵ト協
	引越部会「委員会」	兵ト協
26	交通安全祈願祭並びに交通事故犠牲者慰霊祭	生田神社
	兵ト協　正副会長会議	生田神社会館
	兵青協「評議員会」	兵ト協
	交通安全県民大会	県公館
27	公取委による中小事業者に移動相談の申し入れ	近畿運輸局(公正取引委員会事務所)
29	公益法人問題に係る全国担当者研修会議	全ト協
	－10 月の予定－	
10・1	近畿府県不正軽油追放強調月間	近畿府県
	燃料高騰経営危機突破決起大会	マイドーム大阪
2	全国フォークリフト運転競技大会	埼玉県トラック総合教育センター
3	軽油価格高騰により危機に瀕するトラック運送業界からの要望活動	大阪合同庁舎
4	交通・観光カーボンオフセット支援システム説明会	難波御堂筋ホール8階
4	東日本地域青年経営者研修会	ホテルメトロポリタン仙台
5	整備管理者選任後研修	朝来市「ジュピターホール」
	取扱部会「正副部会長・監事合同会議」	華門神戸市中央区
6	自動車関係団体連絡会	自動車会館
	第 16 回全国トラック運送事業者大会	
9	トラックの日行事　スタンプラリー他	高浜岸壁(ハーバーランド)
12	ダンプ部会情報交換会	兵ト協
14	グリーン経営講習会	難波御堂筋ホールHALL8A
18	全ト協　労働委員会	全ト協
19	はい作業主任者技能講習会	兵ト協
	KTS 正副会長会議	琵琶湖ホテル
20	はい作業主任者技能講習会	兵ト協
	全国道路利用者会議第 61 回全国大会及び道路視察	島根県民会館
	グリーン物流セミナー	大阪合同庁舎第1号館第1別館
22	高圧ガス保安促進週間	全国
	ドライバーコンテスト全国大会学科競技	安全運転中央研修所
23	ドライバーコンテスト全国大会実科競技	安全運転中央研修所
24	ドライバーコンテスト全国大会表彰式	京王プラザ
25	近畿トラック協会　幹事会	大ト協
	平成 23 年度兵庫労働安全衛生大会	神戸文化ホール
	下請・荷主適正取引研修会	兵ト協
	兵庫県高圧ガス大会	兵庫県公館
26	下請・荷主適正取引研修会	西部研修センター
27	全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会	徳島県「あわぎんホール」
	整備管理者選任後研修	神戸市「兵庫県農業会館」
28	大ト協　第 29 回物流セミナー	ホテルニューオータニ大阪
	－11 月の予定－	
11・1	踏切事故防止キャンペーン	
2	フォークリフト運転技能講習	兵ト協
	整備管理者選任後研修	姫路市「勤労市民会館」
6	フォークリフト運転技能講習〔実技〕	㈳神戸港湾教育訓練協会
7	近畿地区物流政策懇談会幹事会	大ト協
12	フォークリフト運転技能講習〔実技〕	㈳神戸港湾教育訓練協会
13	フォークリフト運転技能講習〔実技〕	㈳神戸港湾教育訓練協会
15	第 41 回物流セミナー	ANAクラウンプラザホテル神戸
16	正しい運転・明るい輸送運動	
	新規事業者指導講習会	近畿運輸局
17	北海道トラック協会環境対策委員来訪	兵ト協
18	5 ブロック女性経営者協議会	ホテルオークラ神戸
	西日本地域青年経営者研修会	ホテル日航高知旭ロイヤル
24	環境フォーラム(仮名)	神戸海洋博物館
	整備管理者選任後研修	神戸市「兵庫県農業会館」